

第2回都区財政調整協議会 次第

- 1 日 時 令和4年12月6日（火） 午後6時00分～
- 2 場 所 東京区政会館 192会議室
- 3 議 題 令和5年度都区財政調整について
- 4 進行次第（司会：特別区長会事務局次長）
 - （1） 協 議
 - （2） その他
- 5 配付資料
 - （1） 協議会委員名簿
 - （2） 都側参考資料
 - （3） 区側参考資料

都 区 財 政 調 整 協 議 会 委 員

東 京 都 側	特 別 区 側
総務局総務部長 猪 口 太 一	特別区副区長会会長 荒川区副区長 佐 藤 安 夫
総務局行政部長 武 田 康 弘	特別区副区長会副会長 板橋区副区長 橋 本 正 彦
財務局主計部長 田 中 慎 一	特別区副区長会副会長 墨田区副区長 高 野 祐 次
	港区副区長 青 木 康 平
	北区副区長 内 田 隆
	目黒区副区長 荒 牧 広 志
	豊島区副区長 齊 藤 雅 人
	足立副区長 長 谷 川 勝 美
	特別区長会事務局長 入 澤 幸

平成 10 年 4 月 30 日参議院（地方行政・警察委員会）

■渡辺四郎委員

特別区の財政運営の自主性を具体的にどのように高めていくかという視点から考えた場合に、法案の改正後も財政の基本は都と区の合算制度ですので、特別区の自主性を高めると言っておりますけれども、先ほど言いましたように都から移譲される税目は三税で額も多くない、特定した特別区だという、そういう中で、自治省として自主性を高めて行くものとして具体的にどういうものが考えられるのか、あるいは想定がされるのか、そこらについて何か考えがあれば示してもらいたいと思うんです。

■二橋政府委員（自治省財政局長）

この都区財政調整制度の今回の改革は、特別区の自主性、自立性を財政運営面において高めていく、また安定性を高めていくということにございます。

先ほど来申し上げておりますように、そういう観点から、この財調制度の狙いなりあるいはそのもとになります財源なりを法律で定めることによって財源保障機能をより明確化、安定化させようということ、それから金額の上におきましては、いわゆる総額補てん主義ということがともすれば特別区の都に対する依存心を助長するというふうな指摘もございまして、それを廃止することにして、中期的にそこところは都と特別区間の財源の配分割合を安定化させるということをおねらっております、そういう形で特別区の財政の自主性を高めると、それだけ責任は重くなって来るわけでございましてけれども、そういう形で都と特別区間の財政の責任関係もより明確化していくということを考えて今回の改正を提案申し上げておるわけでございます。

各年度におきましては、仮に今の総額補てん主義を廃止することによりまして財源が不足する場合には、地方交付税制度で言いますようないわゆる調整率によって案分をして特別区の財調の額を定めていく。

より中期的には、清掃事業なんかもその一つでございますが、これから新しい事務が特別区の分担になっていく、あるいは行政需要が新しく付け加わってくるということも当然あり得るわけでございまして、その結果、今の調整三税の割合がそういう事務配分と要するに見合わないというふうなことになる場合には、これも交付税制度でいます6条の3第2項のような、継続して著しい財源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するというふうなことをこの地方自治法の施行令で定めておるわけでございます。

そういう形で都区間でその都度適切な協議がされて、結果的に特別区の財政の自主性あるいはその責任の明確化ということが図られていくということを期待しておるわけでございます。

第 142 回国会 衆議院 地方行政委員会 平成 10 年 4 月 7 日

○石井（紘）委員

そうした一体性、統一性というような側面と、今度は逆に、特別区の財政自主権というようなことからいいますと、この調整三税というものの法定化というのは、これは私は硬直性をもたらしていきはしないかなという懸念をされるわけであります。事務事業の将来の移管、あるいは特別区の財政需要の変化等に応じた財源確保、財源保障というものが確保されていかなければならないと考えるわけですが、この法案との関連でどのようにお考えでしょうか。

○二橋政府委員（自治省財政局長）

今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけでございますが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしております、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。

そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどういようように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけでございまして、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。